

令和5年5月2日

半田市立小中学校保護者の皆様へ

半田市教育委員会
教育長 鈴川 慶光

新型コロナウイルス感染予防と感染拡大防止への協力をお願い

保護者の皆様におかれましては、日頃より半田市の教育に対しまして、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

このたび、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けについて、令和5年5月8日に、季節性インフルエンザ等と同じ「5類」に移行されることとなりました。国や愛知県からの通知等を勘案し、新型コロナウイルス感染症対策に係るお願いとして下記のようにいたします。

記

【学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方】

- 平時
健康観察、適切な換気、手洗い等の対策を引き続き実施します。
- 感染流行時
活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えたり、触れ合わない程度の身体的距離を確保したりするなど、一時的な感染防止対策を講じることがあります。

1 お子様の健康観察について

- ・毎朝のお子様の検温チェック表の提出等は求めませんが、健康観察を引き続き行い、発熱、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養させてください。
- ・登校後、お子様の発熱等体調がすぐれない場合は、連絡をさせていただきますので、お迎えをお願いします。緊急連絡先の確認をお願いします。

2 登校を見合わせていただく場合について

- ・児童生徒に感染が判明した場合
 - ・児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合
- ※濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とはなりません。
- ※感染が不安で休ませたい場合等は学校へご相談ください。

3 マスクについて

- ・マスクの着用を求めないことを基本としています。マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう、ご家庭でもお子様の発達段階に応じて話していただきますようお願いいたします。

裏面に続きます→→

4 出席停止について

- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。「出席停止」となった期間は「登校すべき日数」には入りません（欠席には数えません）。出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされていますので、医師の指示に従い、学校を休んで体調を整えるとともに、感染拡大防止に御協力をお願いします。（基準の日数を超えても出席停止扱いとします。）

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の数え方】

発症した日・軽快した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。

そのため最短でも5日は登校できないことになります。

全ての児童の健康と安全のため、御理解と御協力をお願いいたします。

| 発症 軽快 | 発症 0日目 | 発症 1日目 | 発症 2日目 | 発症 3日目 | 発症 4日目 | 発症 5日目 | 発症 6日目 | 発症 7日目 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1日目に軽快 | 発熱等 | 軽快 | 軽快後 1日 | | | | 登校可 | |
| 2日目に軽快 | 発熱等 | 発熱等 | 軽快 | 軽快後 1日 | | | 登校可 | |
| 3日目に軽快 | 発熱等 | 発熱等 | 発熱等 | 軽快 | 軽快後 1日 | | 登校可 | |
| 4日目に軽快 | 発熱等 | 発熱等 | 発熱等 | 発熱等 | 軽快 | 軽快後 1日 | 登校可 | |
| 5日目に軽快 | 発熱等 | 発熱等 | 発熱等 | 発熱等 | 発熱等 | 軽快 | 軽快後 1日 | 登校可 |

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※新型コロナウイルス感染症の発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、マスクの着用にご協力ください。

本件へのお問い合わせは、半田市教育委員会 学校教育課までお願いします。

担 当 半田市教育委員会 学校教育課
電 話 0569-84-0688 (ダイヤルイン)